

令和6年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明資料（附属資料）

（2月13日提案分）

警 察 本 部

目 次

ページ

- 1 神奈川県地方警察職員定数条例新旧対照表 1
- 2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表..... 2

1 神奈川県地方警察職員定数条例新旧対照表

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）

改正後	改正前																								
<p>第1条（略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 官 以 外 の 職 員</td> <td style="text-align: center;">1,725人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">17,428人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略） 第3条（略） 附 則 1・2（略）</p> <p>3 <u>令和7年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に係る職員の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める員数に、同表の右欄に掲げる員数を加えた員数とする。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「前項及び附則第3項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第1項及び附則第3項」と、同項中「同項」とあるのは「これらの項」とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警 部 補 及 び 巡 査 部 長</td> <td style="text-align: center;">28人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）</td> <td style="text-align: center;">13人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">41人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">41人</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	定数	（略）		警 察 官 以 外 の 職 員	1,725人	合 計	17,428人	警 部 補 及 び 巡 査 部 長	28人	巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	13人	計	41人	合 計	41人	<p>第1条（略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 官 以 外 の 職 員</td> <td style="text-align: center;">1,710人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">17,413人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4（略） 第3条（略） 附 則 1・2（略） （新設）</p>	職員の区分	定数	（略）		警 察 官 以 外 の 職 員	1,710人	合 計	17,413人
職員の区分	定数																								
（略）																									
警 察 官 以 外 の 職 員	1,725人																								
合 計	17,428人																								
警 部 補 及 び 巡 査 部 長	28人																								
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	13人																								
計	41人																								
合 計	41人																								
職員の区分	定数																								
（略）																									
警 察 官 以 外 の 職 員	1,710人																								
合 計	17,413人																								

2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）
 〈本則関係〉

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～9（略） 10 公安委員会関係			別表（第2条関係） 1～9（略） 10 公安委員会関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～14（略）			1～14（略）		
14の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	1万4,000円	14の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	1万2,700円
15～21（略）			15～21（略）		
22 削除			22 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料	2,000円
23 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新申請手数料	(略)	23 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定証更新申請手数料	(略)
24 削除			24 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え	警備業認定証書換え手数料	2,200円
25～34（略）			25～34（略）		
(削除)			35 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,700円
(削除)			36 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	自動車運転代行業認定証書換え手数料	2,100円
(削除)			37 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業開始届出証明書交付手数料	3,600円
(削除)			38 探偵業の業務の適正化に関する法律第	探偵業変更届出証明書交付	1,600円

改 正			現 行		
			<u>4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付</u>	手数料	
(削除)			39 <u>探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</u>	探偵業届出証明書再交付手数料	1,100円
11 (略)			11 (略)		

収入証紙に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 76 号）

〈附則第 4 項関係〉

改 正		現 行	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名 称	根 拠 規 定	名 称	根 拠 規 定
1～28 （略）		1～28 （略）	
29 （略） （削除） <u>警備業認定更新申請 手数料</u> （削除） （略） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	神奈川県手数料条例第 2 条	29 （略） <u>警備業認定証再交付 手数料</u> <u>警備業認定証更新申 請手数料</u> <u>警備業認定証書換え 手数料</u> （略） <u>自動車運転代行業認 定証再交付手数料</u> <u>自動車運転代行業認 定証書換え手数料</u> <u>探偵業開始届出証明 書交付手数料</u> <u>探偵業変更届出証明 書交付手数料</u> <u>探偵業届出証明書再 交付手数料</u>	神奈川県手数料条例第 2 条
30～32 （略）		30～32 （略）	